

○業務の名称及び業務番号

「令和8年度長崎県水質監視調査業務委託」

(業務番号:7地環第156号)

①入札説明書

②業務委託仕様書

③競争入札参加資格審査申請書様式

④競争入札参加資格申請の手引

入札説明書

Ⅰ 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務の名称及び業務番号

業務名: 令和8年度長崎県水質監視調査業務委託

業務番号: 7地環第156号

(2) 業務期間(委託期間)

令和8年4月1日から令和9年3月19日まで

(3) 委託内容

別添「令和8年度長崎県水質監視調査業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務場所

大村湾及びその周辺並びに受託者の業務場所

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時: 令和8年3月18日(水) 15時00分

場所: 長崎県庁行政棟3階309会議室(長崎市尾上町3-1)

・電送及び郵送による入札は認めない。

・なお、入札・開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもある
ので、事前に2(1)の部局に確認すること。

(6) 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書等(資格審査結果通知書の写しのほか、名刺、運転免許証、健康保険証など。)を入札執行者又は補助者に提示すること。

(7) 入札書の記載方法

①入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

④入札書の提出後は、書き換え、撤回することはできないこと。

⑤代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

⑥入札書の宛名は「長崎県知事 平田 研」とすること。

(8) 入札保証金

以下のいずれかで対応すること。

① 入札保証金の納付

- 1) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること(入札書に記載するのは税抜きであることに注意すること)
- 2) 納付に係る書類の様式は特に定めないが、事前に2(1)の部局へ連絡をしたうえで、次の事項を記載した申出書を令和8年3月11日(水)正午までに、2(1)の部局へ提出すること(書留郵便など配達記録が残るものに限り郵送も可)。
 - ・宛名(長崎県知事)
 - ・作成日
 - ・入札者の住所または所在地、氏名または名称及び代表者名(代表者印(個人の場合、本人の印)を押印)
 - ・申出内容(「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申し出ます。」と記載。)
 - ・業務名 令和8年度長崎県水質監視調査業務委託
 - ・入札保証金納入額
- 3) 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、最寄りの金融機関において納付すること。
- 4) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和8年3月12日(木)正午までに2(1)の部局へ提出すること。

② 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する

- 1) 入札保証保険契約の付保額が契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上となることに留意すること。
- 2) 入札保証保険証書は、その写しを令和8年3月12日(木)までにFAX等により2(1)の部局に提出し、正本を入札前までに提出すること。
- 3) 入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。

③ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に締結した同種、同規模の契約を締結したことの証明(2件以上)を提出する

- 1) 「同種」については、工事、船舶及び物品を除く契約に限る。
- 2) 「同規模」については、長崎県財務規則により次の3段階に区分して判断する。
 - ア 3,000万円以上
 - イ 3,000万円未満1,000万円以上
 - ウ 1,000万円未満
- 3) 契約を締結したことの証明は契約書の写しで構わない。(原本証明を行ったものを提出)
- 4) 本証明に基づき入札保証金の免除を申請する場合は、該当する契約書の写し(2件)に免除申請の旨を記載した申請書(会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印)を添え、令和8年3月11日(水)までに2(1)の部局へ提出すること。

(9) 契約保証金

①契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- 1) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。なお、履行保証保険の契約期間は、契約予定日からとすること。
- 2) 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約と同種、同規模の契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行証明(2件以上)を提出する場合。(同種、同規模の考え方については1(8)③1)、2)と同様)

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

- ①競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- ②入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③入札者が連合して入札したとき。
- ④入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

①長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。

- ②落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】第一回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合は、入札者立ち会いのもとに、再度又は再々度の入札及び開札を行うこととする。

(12) 契約書の作成等

- ①落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く。）に契約が締結できるよう手続きを行うこと。
- ②その他入札、開札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(13) 競争入札の参加資格

令和8年2月19日告示に基づく資格審査申請を行い、入札参加資格を有すると認められた者。
（当該告示は長崎県ホームページに掲載中）

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局（申請書の交付、提出場所及び問合せ先）

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1
名称：長崎県県民生活環境部地域環境課（環境監視班）
電話：095-895-2356
FAX：095-895-2572

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ①入札参加を希望する者は、一般競争入札の参加者の資格等について（令和8年2月19日告示）に定める審査申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて提出すること。
- ②申請の受付期間は、この入札に関する公告の日から令和8年3月5日まで（ただし、県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札書等の関係様式は公告時に県が示した様式を使用すること。

令和8年度長崎県水質監視調査業務委託仕様書

本仕様書は、長崎県（以下「甲」という。）が発注する「令和8年度長崎県水質監視調査業務」（以下「業務」という。）について、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1. 目的

(1) 公共用水域

この委託業務は、甲が指定する地点において公共用水域の水質を監視することにより、水質保全に資することを目的とする。

(2) 地下水

この委託業務は、甲が指定する地点において地下水の水質を監視することにより、水質保全に資することを目的とする。

2. 業務の場所

大村湾及びその周辺並びに受託者の業務場所

3. 業務の内容

(1) 公共用水域

① 公共用水域

- ・甲が指定した地点（大村湾流域の流入河川5地点及び海域18地点）における採水及び当該採取試料の分析を実施する。（別紙1、1-1、1-2、1-3のとおり）
- ・上記の採水地点以外の地点において、甲が採水した試料の分析を実施する。
ただし、甲が採水した試料のうち pH については、甲が測定を行うこととし、その測定結果を乙へ報告するものとする。（別紙1、1-1、1-2のとおり）

② 海水浴場

- ・甲が採水した14海水浴場の開設前及び開設中の試料の分析を実施する。ただし、甲が採水した試料のうち pH については、甲が測定を行うこととし、その測定結果を乙へ報告するものとする。（別紙1、2のとおり）

(2) 地下水

甲が採水した試料の分析を実施する。（別紙3、4のとおり）

4. 実施期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月19日（金）

5. 調査方法等

(1) 調査方法

調査方法は、原則として、「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）によるほか、令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（長崎県）で定める方法とする。

(2) 測定方法

生活環境項目、健康項目及びその他の項目については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）、日本産業規格、上水試験法等、科学的に確立された方法による。（別紙5、6のとおり）

なお、採水時、採水地点に濁りや油膜、赤潮の発生又は透視度の低下など、平常時（比較的晴天が続く、水質が安定している状態）と比較して明らかに異常が見られる場合、その状況について甲へ報告し、採水の可否について指示を受けること。

6. 採水機関及び項目等

採水機関（県の採水機関又は乙）、測定地点、測定項目及び測定月については、別紙1-1、1-2、1-3、2、4のとおりとする。

7. 試料容器の準備及び試料の引き渡し方法等

(1) 試料容器の準備

試料容器は乙が準備し、測定方法で定められた前処理を実施した後、採水機関へ送付するものとする。なお、採水機関への試料容器の送付日は、乙から事前に採水機関へ連絡するものとする。

(2) 試料の保存処理

測定方法に定められた方法で採水機関が行う。ただし、必要な試薬等は乙が準備し、試料容器と併せて採水機関へ送付する。

(3) 試料の引き渡し

採水機関から着払いクール便により乙へ送付するものとする。また、採水機関は、試料送付時に野帳の写し*1を同封するものとする。なお、試料の送付日（採水日）は、祝休日前日に設定しないものとし、乙への試料の到着日は、事前に採水機関から乙へ連絡するものとする。

*1：野帳は下記業務別に指定した項目を記入するものとする。

【公共用水域】採水地点、採水位置、採水年月日、採水時刻、採水者名、天候、気温、水温、pH、水深、透明度（透視度）、干潮・満潮時刻、外観 等

【地下水】採水地点、採水位置、採水年月日、採水時刻、採水者名、天候、気温、水温、pH、透視度、外観 等

8. 採水及び分析

乙は、本委託業務における採水及び分析については「5. 調査方法等」により、長崎県知事の登録を受けた計量証明事業所において、乙自らが適正に実施すること。

9. 精度管理

乙は、本委託業務における分析精度の水準を保つため、環境省をはじめとする各種の精度管理調査に参加し、その結果について甲へ報告すること。（分析対象試料が水質又は排水

であり、本委託業務における項目と一致している分析対象項目に限る)

10. 速報値の報告

(1) 公共用水域及び海水浴場

① 公共用水域

ア. 定時報告

・BOD 及び COD

乙は、採水日または検体到着日の翌日から起算して10営業日以内に測定結果を別紙7により甲へ報告するものとする。

ただし、大村湾海域18地点のうち東大川河口水域東大川橋1地点を除く17地点(以下「大村湾17地点」という。)については、採水日の翌日から起算して3営業日以内に測定結果を甲へ別紙7により報告するものとする。(採水機関・採水月ごとに整理して甲へ1部提出すること)

・BOD及びCOD 以外

乙は、採水日または検体到着日の翌日から起算して22営業日以内に測定結果を別紙7により甲へ報告するものとする。

ただし、大村湾水域17地点については、採水日の翌日から起算して10営業日以内に測定結果を甲へ別紙7及び別紙11により報告するものとする。(採水機関・採水月ごとに整理して甲へ1部提出すること)

イ. 異常値が観測された際の対応

別紙8に必要なチャート等資料を添えて速やかに甲へ報告することとする。なお、水質異常値の判断は以下によるものとする。

- ・一部の生活環境項目(河川BOD、海域COD、大腸菌数、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)及び健康項目については環境基準値を超える数値が検出された場合。
- ・その他の生活環境項目については、環境基準値を超過し、かつ過去2か年のデータで最も高い(または低い)数値を検出した場合。

乙により異常値の報告を受けた場合、甲はその内容を検討し、乙に対して再度、超過又は異常値のおそれのある検体について採水及び分析を指示することができることとする。その場合の採水及び分析等に係る費用については、乙の負担とする。

② 海水浴場(開設前・開設中)

乙は、検体到着日の翌日から起算して10営業日以内に測定結果を別紙9により甲へ報告するものとする。

(2) 地下水

① 報告

乙は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、検体到着日の翌日から起算して5営業日以内に測定結果を別紙10により甲に報告するものとする。

②環境基準超過等への対応

乙は環境基準を超える数値が検出された場合、または過去のデータと比較して異常値のおそれがある場合は、別紙8によりチャート等必要な資料を添えて速やかに甲へ報告することとする。この場合、甲はその内容を検討し、乙に対して再度、超過又は異常値のおそれのある検体について、分析を指示することができることとする。その場合の分析等に係る費用については、乙の負担とする。また、当初予定していた井戸での採水が不可であった場合の代替井戸における検体の分析等に係る費用及び送料についても、乙の負担とする。

11. 成果品

提出すべき成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 公共用水域

①報告書(A4版) 2部

- ・別紙7(地点別に結果を入力したもの。県の採水機関から報告を受けた pH の測定結果を含む。)
- ・計量証明書(県の採水機関で測定した pH については計量証明を要しない。)

②電子ファイル

- ・別紙7(地点別に結果を入力したもの。県の採水機関から報告を受けた pH の測定結果を含む。)
- ・県が指定するファイル(環境省様式)にデータ入力したもの(県の採水機関から報告を受けた pH の測定結果を含む。)

③提出先

長崎県地域環境課

④提出期限

- ・PFOS 及び PFOA に係る計量証明書:採水月の翌々月末まで
- ・上記以外の成果品:令和9年3月19日(金)

(2) 地下水

①報告書(A4版) 2部

- ・別紙10(分析結果を記入し、計量証明書を添付のうえ提出すること。)

②電子ファイル

- ・県が指定するファイル(環境省様式)にデータを入力したもの。

③提出先

長崎県地域環境課

④提出期限

- ・PFOS 及び PFOA に係る計量証明書:採水月の翌々月末まで
- ・上記以外の成果品:令和8年11月30日(月)

12. その他

乙は、本仕様書において疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたときは、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別紙1

(1)水質分析に係る内訳表

測定項目		公共用水域				地下水		計		
		河川		海域		分析	内採水	分析	内採水	
		分析	内採水	分析	内採水					
生活環境項目	pH	30	30	468	468			498	498	
	DO	240	30	846	558			1,086	588	
	BOD	240	30					240	30	
	COD			1,122	636			1,122	636	
	SS	240	30	90				330	30	
	大腸菌数	174	18	606	408			780	426	
	n-ヘキサン抽出物質_油分等			462	216			462	216	
	全窒素	88	20	384	300			472	320	
	全リン	88	20	384	300			472	320	
	全亜鉛	41	9	12				53	9	
	ニルフェノール	10	3	6				16	3	
直鎖アルキルベンゼン系脂肪酸及びその塩	10	3	6				16	3		
環境基準項目	健康項目	カドミウム	43	3	36	9			79	12
		全シアン	20	3					20	3
		鉛	43	3	36	9			79	12
		六価クロム	20	3	31	9			51	12
		砒素	43	3	36	9			79	12
		総水銀	20	3	31	9			51	12
		ジクロロメタン	20	3					20	3
		四塩化炭素	20	3					20	3
		1,2-ジクロロエタン	20	3					20	3
		クロロフェン					8		8	
		1,1-ジクロロフェン	20	3			8		28	3
	1,2-ジクロロフェン					8		8		
	ジス-1,2-ジクロロフェン	20	3					20	3	
	1,1,1-トリクロロエタン	20	3					20	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	20	3					20	3	
	トリクロロフェン	20	3			8		28	3	
	テトラクロロフェン	20	3			8		28	3	
	1,3-ジクロロプロパン	20	3					20	3	
	チウラム	20	3					20	3	
	ジメチン	20	3					20	3	
	ジオンカルブ	20	3					20	3	
	ベンゼン	20	3					20	3	
	キシレン	20	3					20	3	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	3	48		18		86	3		
ふっ素	19	3					19	3		
ぼう素	19	3					19	3		
1,4-ジオキサ	20	3					20	3		
特殊項目	銅	25		6				31		
その他項目	塩化物イオン	240	30	552	264			792	294	
	アンモニア性窒素			96	48			96	48	
	亜硝酸性窒素	21	4	48				69	4	
	硝酸性窒素	21	4	48				69	4	
	磷酸態リン			96	48			96	48	
	トリハロメタン生成能	6	2					6	2	
	クロロフィルα			150	150			150	150	
PFOS及びPFOA	10				1		11			
PFOS及びPFOA(直鎖体のみ)	10				1		11			
海水浴場	COD			84				84		
	ふん便性大腸菌群数			84				84		

○検体送付回数等

- ・受託者は採水容器を県立8保健所へ送付し、採水した検体は県立保健所から受託者に送付する。
- ・容器代、送料は受託者負担とする。なお、運搬回数(往復)は下記のとおりとする。

	河川(回/年)	海域(回/年)	水浴場(回/年)	地下水(回/年)	小計
西彼	6	6			12
県央	6	6	2	2	16
県南	6	6	2	1	15
県北	6	6	2		14
五島	6	6	2		14
上五島	0	6	2		8
壱岐	12	6	2		20
対馬	6	6	2		14
	合計				113
※参考	受託者	6	12		18

(2)公共用水域受託者採水地点名

①河川 大村湾流入河川5地点(年6回)

水域	測定地点	採取位置	北緯(度.分.秒)	東経(度.分.秒)
長与川	岩淵堰	流心	32°50'04.5"	129°52'14.8"
時津川	新地橋上流	流心	32°49'45.4"	129°50'46.3"
喜々津川	江川橋上堰	流心	32°49'51.2"	129°58'48.6"
東大川	佐代姫橋上堰	流心	32°50'09.5"	130°01'35.8"
西大川	高速道下流	流心	32°49'55.0"	130°00'37.7"

②海域 大村湾18地点(年12回)

水域	測定地点	採取位置	北緯(度.分.秒)	東経(度.分.秒)
大村湾	中央(北)	表層・中層・底層	33°02'07.0"	129°47'39.0"
大村湾	中央(中)	表層・中層・底層	32°59'18.0"	129°51'08.0"
大村湾	中央(南)	表層・中層・10m層・底層	32°55'24.0"	129°52'35.0"
大村湾	早岐港	表層・中層・底層	33°04'44.0"	129°47'16.0"
大村湾	川棚港	表層・中層・底層	33°03'26.0"	129°51'52.0"
大村湾	彼杵港	表層・中層・底層	33°01'41.0"	129°54'44.0"
大村湾	郡川沖	表層・中層・底層	32°57'17.0"	129°55'14.0"
大村湾	自衛隊沖	表層・中層・底層	32°56'12.0"	129°55'13.0"
大村湾	競艇場沖	表層・中層・底層	32°54'01.0"	129°56'45.0"
大村湾	喜々津川沖	表層・中層・底層	32°50'38.0"	129°59'15.0"
大村湾	祝崎沖	表層・中層・底層	32°52'08.0"	129°57'26.0"
大村湾	長与浦	表層・中層・底層	32°51'08.0"	129°51'54.0"
大村湾	久留里沖	表層・中層・底層	32°50'44.0"	129°50'32.0"
大村湾	形上湾	表層・中層・底層	32°55'41.0"	129°47'32.0"
大村湾	大串湾	表層・中層・底層	33°01'01.0"	129°44'55.0"
大村湾	久山港沖	表層・中層・底層	32°50'43.0"	129°59'47.0"
大村湾	堂崎沖	表層・中層・底層	32°53'19.0"	129°52'08.0"
東大川河口水域	東大川橋	表層	32°50'49.9"	130°00'40.3"

別紙1-1 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(河川)

採水機関	五島保健所		五島保健所		五島保健所		五島保健所		五島保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		受託者		受託者				
水系・地区	五島地区河川		五島地区河川		五島地区河川		五島地区河川		五島地区河川		松浦地区河川		松浦地区河川		北松地区河川		北松地区河川		大村湾流入河川		大村湾流入河川				
河川名	一の川		鱈川		中須川		大川原川		福江川		志佐川		竜尾川		佐々川		佐々川		長与川		時津川				
測定地点	五島市水道取水口		やまきど橋		通学橋		湖の元橋		大正橋上堰		工業用水取水堰		御厨浄水場横		藤田井堰		古川橋		岩瀬堰		新地橋上流				
地点番号	39-1		40-3		41-1		42-1		43-1		44-1		45-1		30-1		30-2		15-1		16-1				
BOD環境基準類型	A		A		A		A		A		A		A		A		A		B		C				
BOD環境基準点	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎				
水生生物保全環境基準類型	-		-		-		-		-		生物B		-		-		-		生物B		生物B				
水生生物保全環境基準点	-		-		-		-		-		◎		-		-		-		◎		◎				
測定機関	長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県				
測定頻度(月/年)	6		6		6		6		6		6		6		6		6		6		6				
測定月・測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数			
採水位置	-		流心		-		流心		-		流心		-		流心		-		流心		-		流心		
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	DO	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	BOD	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	COD																								
	SS	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	大腸菌数	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3
	n-ヘキサ抽出物質・油分等																								
	全窒素											6,10,2	3				6,10,2	3		4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4
	全磷											6,10,2	3				6,10,2	3		4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4
	全亜鉛											10	1				10	1		10	1	10	1	10	1
1-ニフェニール											10	1				10	1		10	1	10	1	10	1	
直鎖7族ベンゼン系脂肪酸及びその塩											10	1				10	1		10	1	10	1	10	1	
健康項目	カドミウム	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1		
	全ソジウム	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1		
	鉛	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1		
	六価クロム	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1		
	砒素	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1		
	総水銀	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1		
	7族水銀																								
	PCB																								
	ジクロロメタン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	四塩化炭素	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	1,2-ジクロロエタン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	1,1-ジクロロエチレン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	1,1,1-トリクロロエタン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	1,1,2-トリクロロエタン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	トリクロロエチレン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	テトラクロロエチレン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1		
	1,3-ジクロロベンゼン	6	1			6	1			6	1					6	1			6	1	6	1		
	1,4-ジクロロベンゼン	6	1			6	1			6	1					6	1			6	1	6	1		
	1,2-ジクロロベンゼン	6	1			6	1			6	1					6	1			6	1	6	1		
	1,4-ジクロロベンゼン	6	1			6	1			6	1					6	1			6	1	6	1		
ベンゼン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1			
トルエン	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1			
ふっ素	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1			
ほう素	8	1			8	1			8	1					8	1			8	1	8	1			
1,4-ジクロロベンゼン	12	1			12	1			12	1					12	1			12	1	12	1			
特殊項目	フェノール類																								
	銅																								
	鉄溶解性																								
	マンガノ溶解性																								
その他項目	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	アンモニア性窒素																								
	亜硝酸性窒素	8	1			8	1			8	1				8	1			8	1	8	1			
	硝酸性窒素	8	1			8	1			8	1				8	1			8	1	8	1			
	有機態窒素																								
	有機態窒素																								
	有機態窒素																								
	有機態窒素																								
	有機態窒素																								
	有機態窒素																								
	有機態窒素																								
	陰イオン界面活性剤(MBAS)																								
全有機炭素(TOC)																									
導電率																									
濁度																									
ふん便性大腸菌群数																									
トリハロメタン生成能											6	1				6	1			6	1	6	1		
クロロフィルa																									
PFOS及びPFOA	4	1			4	1			4	1					4	1			4	1	4	1			
PFOS及びPFOA(直鎖体のみ)	4	1			4	1			4	1					4	1			4	1	4	1			

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-1 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(河川)

採水機関	県央保健所		県央保健所		県央保健所		県央保健所		県央保健所		県央保健所		県央保健所		県央保健所		受託者		受託者		
	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	
水系・地区	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	大村湾流入河川	
河川名	川棚川	彼杵川	千綿川	江ノ串川	郡川(1)	郡川(2)	大上戸川	鈴田川	鈴田川	鈴田川											
測定地点	山道橋	彼杵大橋	清心橋	阿辺ノ木橋下流	郡川砂防公園前	元城井堰	大上戸橋	鈴田橋下流	鈴田橋下流	鈴田橋下流											
地点番号	20-1	21-1	22-1	23-1	24-1	25-1	26-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	27-1	
BOD環境基準類型	A	A	A	A	AA	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
BOD環境基準点	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
水生生物保全環境基準類型	生物B	-	-	-	生物A	生物B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水生生物保全環境基準点	◎	-	-	-	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
測定機関	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	
測定頻度(月/年)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
測定月・測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	
採水位置	-	流心	-	流心	-	流心	-	流心	-	流心	-	流心	-	流心	-	流心	-	流心	-	流心	
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6
	DO	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6
	BOD	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6
	COD																				
	SS	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6
	大腸菌数	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6
	n-ヘキサ抽出物質_油分等																				
	全窒素	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4					4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4
	全磷	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4					4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4	4,8,10,2	4
	全亜鉛	10	1							10	1									10	1
	ノニフェール	10	1							10	1									10	1
	直鎖7族ベンゼン系脂肪酸及びその塩	10	1							10	1									10	1
	健康項目	カドミウム	8	1			8	1			8	1								8	1
		全ソジウム	8	1			8	1			8	1								8	1
		鉛	8	1			8	1			8	1								8	1
六価クロム		8	1			8	1			8	1								8	1	
砒素		8	1			8	1			8	1								8	1	
総水銀		8	1			8	1			8	1								8	1	
7族水銀																					
PCB																					
ジクロロメタン		12	1			12	1			12	1								12	1	
四塩化炭素		12	1			12	1			12	1								12	1	
1,2-ジクロロエタン		12	1			12	1			12	1								12	1	
1,1-ジクロロエタン		12	1			12	1			12	1								12	1	
1,1,1-トリクロロエタン		12	1			12	1			12	1								12	1	
1,1,2-トリクロロエタン		12	1			12	1			12	1								12	1	
トリクロロエタン		12	1			12	1			12	1								12	1	
テトラクロロエタン		12	1			12	1			12	1								12	1	
1,3-ジクロロプロペン		6	1			6	1			6	1								6	1	
パラジウム		6	1			6	1			6	1								6	1	
ビスマス		6	1			6	1			6	1								6	1	
チオベンザル		6	1			6	1			6	1								6	1	
ヘキサリン	12	1			12	1			12	1								12	1		
ヒ素	8	1			8	1			8	1								8	1		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1			2	1			2	1								2	1		
ふっ素	8	1			8	1			8	1								8	1		
ほう素	8	1			8	1			8	1								8	1		
1,4-ジメチル	12	1			12	1			12	1								12	1		
特殊項目	フェノール類																				
	銅																				
	鉄溶解性																				
	マンガソ溶解性																				
その他項目	クロム																				
	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6
	アンモニウム性窒素																				
	亜硝酸性窒素	2	1			2	1			2	1								2	1	
	硝酸性窒素	2	1			2	1			2	1								2	1	
	有機態窒素																				
	有機態リン																				
	有機リン化合物																				
	陰イオン界面活性剤(MBAS)																				
	全有機炭素(TOC)																				
	導電率																				
	濁度																				
ふん便性大腸菌群数																					
トリハロメタン生成能	6	1																	6		
クロロイタ																					
PFOS及びPFOA					4	1							4	1				4	1		
PFOS及びPFOA(直鎖体のみ)					4	1							4	1				4	1		

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-1 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(河川)

採水機関	受託者		西彼保健所		西彼保健所		西彼保健所		県南保健所		県央保健所		県南保健所		県南保健所		県南保健所		県南保健所				
水系・地区	大村湾流入河川		西彼地区河川		西彼地区河川		西彼地区河川		橋湾流入河川		有明海流入河川												
河川名	西大川		伊佐ノ浦川		多良川		雪浦川		千々石川		境川		神代川		土黒川		有家川		有馬川				
測定地点	高速道下流		金龍橋上流		宝橋上流		雪川橋上流		千々石橋		昭栄橋		白魚橋上流		浜田橋		町道有家橋		下流堰				
地点番号	213-1		47-1		48-1		49-1		51-1		52-1		53-2		54-1		55-1		56-1				
BOD環境基準類型	-		A		A		A		A		A		A		B		A		B				
BOD環境基準点	-		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎				
水生生物保全環境基準類型	-		-		-		-		生物B		-		-		-		-		-				
水生生物保全環境基準点	-		-		-		-		◎		-		-		-		-		-				
測定機関	長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県				
測定頻度(月/年)	6		6		6		6		6		6		6		6		6		6				
測定月・測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数			
採水位置	-		流心		-		流心		-		流心		-		流心		-		流心				
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	DO	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	BOD	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	COD																						
	SS	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	大腸菌数			4,8,12	3	4,8,12	3	4,8,12	3	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6
	n-ヘキサ抽出物質・油分等																						
	全窒素	4,8,10,2	4								4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	
	全磷	4,8,10,2	4								4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	
	全亜鉛	4,6,8,10,12,2	6							10	1												
1-ニフェール									10	1													
直鎖7族ベンゼン系脂肪酸及びその塩									10	1													
健康項目	カドミウム			8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	全ソジウム			8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	鉛			8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	六価クロム			8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	砒素			8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	総水銀			8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	7族水銀																						
	PCB																						
	ジクロロメタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	四塩化炭素			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	1,2-ジクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	1,1-ジクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	1,1,1-トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	1,1,2-トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	1,1,1-トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	1,1,2-トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1					
	1,3-ジクロロプロパン			6	1	6	1				6	1	6	1			6	1					
	1,4-ジクロロベンゼン			6	1	6	1				6	1	6	1			6	1					
1,2-ジクロロエタン			6	1	6	1				6	1	6	1			6	1						
1,1,1-トリクロロエタン			6	1	6	1				6	1	6	1			6	1						
1,1,2-トリクロロエタン			6	1	6	1				6	1	6	1			6	1						
トリクロロエタン			6	1	6	1				6	1	6	1			6	1						
1,1,1-トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1						
1,1,2-トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1						
トリクロロエタン			12	1	12	1				12	1	12	1			12	1						
特殊項目																							
銅																							
鉄(溶解性)																							
マンガン(溶解性)																							
クロム																							
その他項目	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6		
	アンモニア性窒素																						
	亜硝酸性窒素	2	1	8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	硝酸性窒素	2	1	8	1	8	1				8	1	8	1			8	1					
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
	有機態窒素																						
陰イオン界面活性剤(MBAS)																							
全有機炭素(TOC)																							
導電率																							
濁度																							
ふん便性大腸菌群数																							
トリハロメタン生成能																							
クロロフィルa																							
PFOS及びPFOA									4	1									4	1			
PFOS及びPFOA(直鎖体のみ)									4	1									4	1			

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-2 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(海域)

採水機関	対馬保健所		対馬保健所		対馬保健所		対馬保健所		対馬保健所		杵岐保健所		杵岐保健所		杵岐保健所		上五島保健所		
	対馬海域	対馬海域	対馬海域	対馬海域	対馬海域	対馬海域	対馬海域	対馬海域	対馬海域	対馬海域	杵岐海域	杵岐海域	杵岐海域	杵岐海域	杵岐海域	杵岐海域	五島海域	五島海域	
COD水域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	
測定地点	佐須奈港	比田勝港	竹敷港	巖原港	小茂田港	郷ノ浦港	印通寺港	戸辺漁港(1)	有川港										
地点番号	616-1	616-2	616-4	616-5	616-6	617-1	617-2	617-4	618-1										
COD環境基準類型	A	A	A	A	A	A	A	A	A										
COD環境基準点	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
NP水域	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
NP環境基準類型	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
NP環境基準点	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
水生生物保全環境基準類型	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
水生生物保全環境基準点	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
測定機関	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県										
測定頻度(月/年)	6	6	6	6	6	6	6	6	6										
測定月・測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	
採水位置	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	- 表層 中層	
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	
	DO	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	BOD																		
	COD	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	
	SS																		
	大腸菌数	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	n-ヘキサン抽出物質_油分等	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	全窒素																		
	全磷																		
	全亜鉛										4,6,8,10,12,2 6								
	1,1,1-トリクロロエチレン																		
	直鎖7メチルヘンテカノール酸及びその塩																		
	健康項目	カドミウム	8			8					4,6,8,10,12,2 6					8			8
		全フッ素																	
		鉛	8			8					4,6,8,10,12,2 6					8			8
六価クロム		8			8					8					8			8	
砒素		8			8					4,6,8,10,12,2 6					8			8	
総水銀		8			8					8					8			8	
7メチル水銀																			
PCE																			
ジクロロメタン																			
四塩化炭素																			
1,2-ジクロロエチレン																			
1,1,1-トリクロロエチレン																			
シス-1,2-ジクロロエチレン																			
1,1,1-トリクロロエチレン																			
1,1,2-トリクロロエチレン																			
トリクロロエチレン																			
1,3-ジクロロベンゼン																			
チオホルム																			
シマジン																			
オキサベン																			
ベンゼン																			
ヒノキ																			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																			
ふっ素																			
ほう素																			
1,4-ジオキサン																			
特殊項目	フェノール類																		
	銅									4,6,8,10,12,2 6									
その他の項目	鉄_溶解性																		
	マンガノ_溶解性																		
その他の項目	クロム																		
	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6		
	アンモニア性窒素																		
	亜硝酸性窒素																		
	硝酸性窒素																		

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-2 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(海域)

採水機関	上五島保健所		上五島保健所		上五島保健所		五島保健所		五島保健所		五島保健所		五島保健所		東北保健所		東北保健所			
	五島海域		五島海域		五島海域		五島海域		五島海域		五島海域		五島海域		松浦海域		松浦海域			
	長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域		長崎県沿岸海域			
測定地点	青方港		若松港		奈良尾漁港		奈留島港		福江港		富江港		岐宿港		福島港		松浦沖(1)			
地点番号	618-2		618-4		618-5		618-6		618-7		618-8		618-9		619-1		619-2			
COD環境基準類型	A		A		A		A		A		A		A		A		A			
COD環境基準点	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎			
NP水域	-		-		-		-		-		-		-		伊万里湾(1)		伊万里湾(1)			
NP環境基準類型	-		-		-		-		-		-		-		II		II			
NP環境基準点	-		-		-		-		-		-		-		◎		◎			
水生生物保全環境基準類型	-		-		-		-		-		-		-		-		-			
水生生物保全環境基準点	-		-		-		-		-		-		-		-		-			
測定機関	長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県			
測定頻度(月/年)	6		6		6		6		6		6		6		6		6			
測定月・測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数		
採水位置	-		-		-		-		-		-		-		-		-			
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	
	DO	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	BOD																			
	COD	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	
	SS																			
	大腸菌数	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	n-ヘキサン抽出物質_油分等	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	全窒素																	4,6,8,10,12,2	6	
	全磷																	4,6,8,10,12,2	6	
	全亜鉛																			
1,1,1-トリクロロエチレン																				
直鎖7種ベンゼン系有機酸及びその塩																				
健康項目	カドミウム			8				8					8				8			
	全フッ素																			
	鉛			8				8					8				8			
	六価クロム			8				8					8				8			
	砒素			8				8					8				8			
	総水銀			8				8					8				8			
	7種水銀																			
	PCB																			
	ジクロロメタン																			
	四塩化炭素																			
	1,2-ジクロロエタン																			
	1,1,1-トリクロロエタン																			
	1,1,1,1-テトラクロロエタン																			
	1,1,2-トリクロロエタン																			
	トリクロロエタン																			
	1,3-ジクロロベンゼン																			
	クロム																			
	マシリン																			
	オキシベンゾフェノン																			
	ベンゼン																			
ヒノキ																				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																				
ふっ素																				
ほう素																				
1,4-ジオキサン																				
特殊項目	フェノール類																			
	銅																			
その他の項目	鉄_溶解性																			
	マンガノ_溶解性																			
	クロム																			
	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	アンモニア性窒素																			
	亜硝酸性窒素																			
	硝酸性窒素																			
燐酸態燐																				
陰イオン界面活性剤(MBAS)																				
クロロホルム																				

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-2 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(海域)

採水機関	東北保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		東北保健所		
	松浦海域	松浦海域	松浦海域	松浦海域	北松海域														
COD水域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	長崎県沿岸海域	
測定地点	松浦沖(2)	湾奥	湾口	湾奥															
地点番号	619-3	619-4	619-6	619-7	620-1	620-3	620-4	620-5	620-7										
COD環境基準類型	A	A	A	A	A	A	A	A	A										
COD環境基準点	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
NP水域	伊万里湾(1)	伊万里湾(1)	伊万里湾(1)	伊万里湾(1)															
NP環境基準類型	II	II	II	II															
NP環境基準点	◎	◎	◎	◎															
水生生物保全環境基準類型																			
水生生物保全環境基準点																			
測定機関	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県	長崎県										
測定頻度(月/年)	6	6	6	6	6	6	6	6	6										
測定月・測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	測定月 測定数	
採水位置	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	表層 中層	
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	
	DO	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	BOD																		
	COD	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	4,6,8,10,12,2 6 6	
	SS																		
	大腸菌数	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	n-ヘキサン抽出物質_油分等	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	全窒素	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	全磷	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	
	全亜鉛																		
	1,1,1-トリクロロエチレン																		
	直鎖7メチルヘンテカノール酸及びその塩																		
	健康項目	カドミウム	8			8				8				8					8
		全フッ素																	
		鉛	8			8				8				8					8
六価クロム		8			8				8				8					8	
砒素		8			8				8				8					8	
総水銀		8			8				8				8					8	
7メチル水銀																			
PCB																			
ジクロロメタン																			
四塩化炭素																			
1,2-ジクロロエタン																			
1,1,1-トリクロロエタン																			
1,1,1,1-テトラクロロエタン																			
1,1,2-トリクロロエタン																			
トリクロロエタン																			
1,3-ジクロロベンゼン																			
クロム																			
マangan																			
メチルカルコ																			
ベンゼン																			
トルエン																			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																			
硫酸																			
ほう素																			
1,4-ジオキサン																			
特殊項目	フェノール類																		
	銅																		
	鉄_溶解性																		
	マンガンの溶解性																		
	クロム																		
その他の項目	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6	4,6,8,10,12,2 6		
	アンモニア性窒素																		
	亜硝酸性窒素																		
	硝酸性窒素																		
	燐酸態燐																		
陰イオン界面活性剤(MBAS)																			
クロロホルム																			

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-2 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(海域)

採水機関	受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		
	大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		
	大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		
COD水域	大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		
測定地点	中央(北)		中央(中)		中央(南)		早岐港		川棚港		彼杵港		郡川沖		自衛隊沖		競艇場沖		
地点番号	614-1		614-2		614-3		614-4		614-5		614-6		614-7		614-8		614-9		
COD環境基準類型	A		A		A		A		A		A		A		A		A		
COD環境基準点	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		
NP水域	大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		
NP環境基準類型	1		1		1		1		1		1		1		1		1		
NP環境基準点	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		
水生生物保全環境基準類型	-		-		-		-		-		-		-		-		-		
水生生物保全環境基準点	-		-		-		-		-		-		-		-		-		
測定機関	長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		
測定頻度(月/年)	12		12		12		12		12		12		12		12		12		
測定月・測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	
採水位置	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 10m 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	
生活環境項目	pH	4~3	12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12
	DO	4~3	12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12
	BOD	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6
	COD	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12
	SS	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12
	大腸菌数	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12
	n-hex抽出物質_油分等	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12
	全窒素	4~3	12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12
	全磷	4~3	12	4~3	12 12 12	4~3	12 12 12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12
	全亜鉛																		
	1,1,1-トリクロロエチレン																		
	直鎖7族ハロゲンカルボン酸及びその塩																		
健康項目	カドミウム			8						8						8			
	全シアン																		
	鉛			8						8						8			
	六価クロム			8						8						8			
	砒素			8						8						8			
	総水銀			8						8						8			
	7族水銀																		
	PCB																		
	ジクロロメタン																		
	四塩化炭素																		
	1,2-ジクロロエチレン																		
	1,1-ジクロロエチレン																		
	1,1,1-トリクロロエチレン																		
	1,1,2-トリクロロエチレン																		
	トリクロロエチレン																		
	1,3-ジクロロベンゼン																		
	クロム																		
	マシリン																		
	オキシカル																		
	ベンゼン																		
	ヒノキ																		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																		
ふっ素																			
ほう素																			
1,4-ジオキサン																			
特殊項目	フェノール類																		
	銅																		
その他の項目	鉄_溶解性																		
	マンガノ_溶解性																		
	クロム																		
	塩化物イオン	4~3	12	4~3	12	12	4~3	12	12	12	4~3	12	12	4~3	12	12	4~3	12	
	アンモニア性窒素			4~3	12	12	4~3	12	12	12									
	亜硝酸性窒素																		
	硝酸性窒素																		
腐敗態窒素			4~3	12	12	4~3	12	12	12										
陰イオン界面活性剤(MBAS)																			
クロロfika	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-2 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(海域)

採水機関	受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者		受託者			
	大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		東大川河口水域			
	大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		大村湾		東大川河口水域			
測定地点	喜々津川沖		祝崎沖		祝崎沖		久留里沖		形上湾		大串湾		久山港沖		堂崎沖		東大川橋		東大川橋			
地点番号	614-11		614-12		614-13		614-15		614-16		614-17		614-18		614-19		623-1		623-1			
COD環境基準類型	A		A		A		A		A		A		A		A		A		B			
COD環境基準点	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎			
NP水域	大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		大村湾(1)		-			
NP環境基準類型	1		1		1		1		1		1		1		1		1		-			
NP環境基準点	◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎			
水生生物保全環境基準類型	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-			
水生生物保全環境基準点	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-			
測定機関	長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県		長崎県			
測定頻度(月/年)	12		12		12		12		12		12		12		12		12		12			
測定月・測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数	測定月	測定数		
採水位置	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層	-	表層 中層 底層		
生活環境項目	pH	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12	
	DO	5,7,8,9,11,2	6	4~3	12 12	5,7,8,9,11,2	6	5,7,8,9,11,2	6	4~3	12 12	5,7,8,9,11,2	6	4~3	12 12	5,7,8,9,11,2	6	4~3	12 12	4~3	12	
	BOD																					
	COD	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12	
	SS																					
	大腸菌数	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12 12	4~3	12	
	n-ヘキサン抽出物質_油分等	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	
	全窒素	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	
	全磷	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	
	全亜鉛																					
	1,1,1-トリクロロエチレン																					
	直鎖7種ヘキシルジオール酸及びその塩																					
	健康項目	カドミウム	8				8				8				8				8			
		全シアン																				
		鉛	8				8				8				8				8			
六価クロム		8				8				8				8				8				
砒素		8				8				8				8				8				
総水銀		8				8				8				8				8				
7種水銀																						
PCB																						
ジクロロメタン																						
四塩化炭素																						
1,2-ジクロロエタン																						
1,1-ジクロロエチレン																						
シス-1,2-ジクロロエチレン																						
トランス-1,2-ジクロロエチレン																						
トリクロロエチレン																						
テトラクロロエチレン																						
1,3-ジクロロプロパン																						
酢酸																						
メタン																						
オキシベンゾフェノン																						
ベンゼン																						
トルエン																						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																						
尿素																						
ほう素																						
1,4-ジオキサン																						
特殊項目	フェノール類																					
	銅																					
その他の項目	鉄_溶解性																					
	マンガノ_溶解性																					
その他の項目	クロム																					
	塩化物イオン	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	4~3	12	
その他の項目	アンモニア性窒素																					
	亜硝酸性窒素																					
	硝酸性窒素																					
	燐酸態燐																					
その他の項目	陰イオン界面活性剤(MBAS)																					
	クロロホルム	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	4,6,8,10,12,2	6	

※測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-2 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(海域)

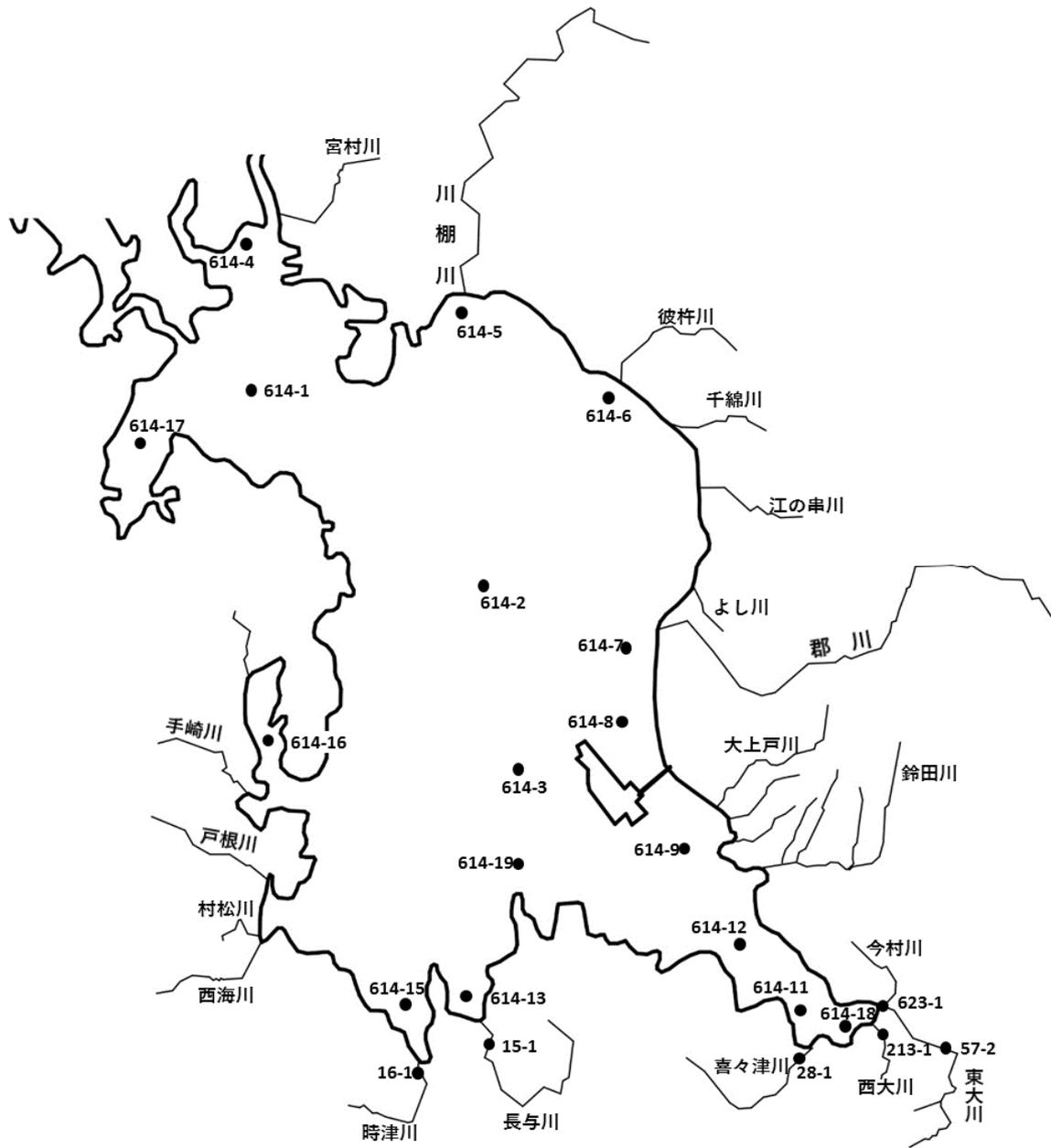
採水機関	西彼保健所			西彼保健所			西彼保健所			県央保健所			県南保健所			県南保健所			県央保健所				
	西彼海域			西彼海域			西彼海域			橘湾			橘湾			橘湾			有明海				
COD水域	長崎県沿岸海域			長崎県沿岸海域			長崎県沿岸海域			長崎県沿岸海域			長崎県沿岸海域			長崎県沿岸海域			有明海(14)				
測定地点	面高港			崎戸港			瀬戸港			有喜漁港			小浜港			加津佐漁港			小長井港				
地点番号	621-1			621-5			621-6			622-4			622-5			622-6			601-1				
COD環境基準類型	A			A			A			A			A			A			C				
COD環境基準点	◎			◎			◎			◎			◎			◎			◎				
NP水域	-			-			-			-			-			-			有明海(ハ)				
NP環境基準類型	-			-			-			-			-			-			II				
NP環境基準点	-			-			-			-			-			-			-				
水生生物保全環境基準類型	-			-			-			-			-			-			生物A				
水生生物保全環境基準点	-			-			-			-			-			-			◎				
測定機関	長崎県			長崎県			長崎県			長崎県			長崎県			長崎県			長崎県				
測定頻度(月/年)	6			6			6			6			6			6			6				
測定月・測定数	測定月	測定数		測定月	測定数		測定月	測定数		測定月	測定数		測定月	測定数		測定月	測定数		測定月	測定数			
採水位置	-	表層	中層	-	表層	中層	-	表層	中層	-	表層	中層	-	表層	中層	-	表層	中層	-	表層			
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6		
	DO	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	BOD																						
	COD	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6		
	SS																						
	大腸菌数	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	n-ヘキサン抽出物質_油分等	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	全窒素																					4,6,8,10,12,2	6
	全磷																					4,6,8,10,12,2	6
	全亜鉛																					10	1
	1,1,1-トリクロロエチレン																					10	1
	直鎖7種ベンゼン系有機酸及びその塩																					10	1
	健康項目	カドミウム				8					8					8							
		全シアン																					
		鉛				8					8					8							
六価クロム					8					8					8								
砒素					8					8					8								
総水銀					8					8					8								
7種水銀																							
PCE																							
ジクロロメタン																							
四塩化炭素																							
1,2-ジクロロエチレン																							
1,1-ジクロロエチレン																							
トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン																							
1,1,1-トリクロロエチレン																							
トリクロロエチレン																							
1,3-ジクロロベンゼン																							
酢酸																							
メタン																							
メチルカルコ																							
ベンゼン																							
トルエン																							
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																					4,6,8,10,12,2	6	
ふっ素																							
ほう素																							
1,4-ジオキサン																							
特殊項目	フェノール類																						
	銅																						
	鉄_溶解性																						
その他の項目	マンガノ溶解性																						
	クロム																						
	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
	アンモニア性窒素																				4,6,8,10,12,2	6	
	亜硝酸性窒素																				4,6,8,10,12,2	6	
	硝酸性窒素																				4,6,8,10,12,2	6	
	燐酸態燐																				4,6,8,10,12,2	6	

*測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。

別紙1-2 分析委託する検体の採水機関、測定地点、測定項目及び測定月(海域)

採水機関	県南保健所			県南保健所			県南保健所			県南保健所			県南保健所			県南保健所			
	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	
水系	有明海			有明海			有明海			有明海			有明海			有明海			
COD水域	有明海(13)			有明海(12)			有明海(11)			有明海(15)			有明海(15)			有明海(15)			
測定地点	多比良港			須川港			口之津港			島原沖			瀬戸崎沖			N-4			
地点番号	603-1			604-1			605-1			606-2			606-3			606-65			
COD環境基準類型	C			C			C			A			A			A			
COD環境基準点	◎			◎			◎			◎			◎			◎			
NP水域	有明海(二)			有明海(ホ)			有明海(ホ)			有明海(二)			有明海(ホ)			有明海(ホ)			
NP環境基準類型	II			II			II			II			II			II			
NP環境基準点	◎			◎			◎			◎			◎			◎			
水生生物保全環境基準類型	生物A			生物A			生物A			生物特A			生物A			生物特A			
水生生物保全環境基準点	◎			◎			◎			◎			◎			◎			
測定機関	長崎県			長崎県			長崎県			長崎県			長崎県			長崎県			
測定頻度(月/年)	6			6			6			6			6			6			
測定月・測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	測定月	測定数	測定数	
採水位置	—	表層	中層	—	表層	中層	—	表層	中層	—	表層	中層	—	表層	中層	—	表層	中層	
生活環境項目	pH	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6
	DO	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6
	BOD																		
	COD	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6
	SS	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6
	大腸菌数																		
	n-ヘキサン抽出物質_油分等	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6	
	全窒素	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6	
	全磷	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6	
	全亜鉛	10	1		10	1		10	1		10	1		10	1		10	1	
	1,1,1-トリクロロエチレン	10	1		10	1		10	1		10	1		10	1		10	1	
	直鎖7種ヘキシルカルボン酸及びその塩	10	1		10	1		10	1		10	1		10	1		10	1	
	健康項目	カドミウム	8	1		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1
		全シアン																	
		鉛	8	1		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1
六価クロム		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1	
砒素		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1	
総水銀		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1		8	1	
7種水銀																			
PCB																			
ジクロロメタン																			
四塩化炭素																			
1,2-ジクロロエタン																			
1,1-ジクロロエチレン																			
1,1,1-トリクロロエタン																			
1,1,2-トリクロロエタン																			
トリクロロエチレン																			
1,3-ジクロロプロパン																			
酢酸																			
マシリン																			
オキシカル																			
ベンゼン																			
トルエン																			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		
硫酸																			
ほう素																			
1,4-ジオキサン																			
特殊項目	フェノール類																		
	銅																		
その他の項目	鉄_溶解性																		
	マンガノ_溶解性																		
	クロム																		
	塩化物イオン	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6	4,6,8,10,12,2	6	6
	アンモニア性窒素	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6	
	亜硝酸性窒素	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6	
	硝酸性窒素	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6	
	硝酸態窒素	4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6		4,6,8,10,12,2	6	
	陰イオン界面活性剤(MBAS)																		
	クロロフィルa																		

*測定数が年間12回未満の測定項目については、原則として上表の測定月に測定を行うものとする。また、測定月を変更しようとするときは、あらかじめ長崎県地域環境課と協議し、その指示に従うものとする。



別紙2 採水機関、地点数、測定項目及び測定月（海水浴場）

【測定項目】ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度

【参考項目】pH、気温、水温

【測定時期】開設前4月中旬～5月中旬、開設中7月下旬～8月上旬

【測定地点】汀線500mごとに1点ずつ設定

採水機関	市町	海水浴場名	測定地点数	汀線長(km)	備考
県央保健所	川棚町	オオサキ大崎	2	0.7	
	諫早市	ユイハマ 結の浜マリパーク	2	0.6	
県南保健所	南島原市	マエハマ 前浜	2	1	
	南島原市	シラハマ 白浜	2	0.6	
県北保健所	平戸市	ネシコ 根獅子	2	0.9	
	平戸市	センリハマ 千里ヶ浜	2	1	
五島保健所	五島市	タカハマ 高浜	1	0.4	
	五島市	コウジュシ 香珠子	1	0.5	
上五島保健所	新上五島町	ハマグリハマ 蛤浜	1	0.5	
壱岐保健所	壱岐市	ツツキハマ 筒城浜	2	0.7	
	壱岐市	オオハマ 大浜	1	0.5	
	壱岐市	ニシキハマ 錦浜	1	0.4	
	壱岐市	タツシマ 辰ノ島	1	0.3	
対馬保健所	対馬市	ミツシマチヨウ 美津島町	1	0.4	
計		14海水浴場	21		

【検体数】pH、COD、ふん便性大腸菌群数

21地点×2回(AM・PM)×2回(開設前・開設中)=84

別紙3 分析試料数(地下水)

測定項目		試料数
健康項目	クロロフェン	8
	1,1-ジクロロフェン	8
	1,2-ジクロロフェン	8
	トリクロロフェン	8
	テトラクロロフェン	8
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18
のその他の	PFOS及びPFOA	1
	PFOS及びPFOA(直鎖体のみ)	1

・標記委託業務に係る試料運搬回数

受託者は採水容器を県立2保健所へ送付し、採水した検体は県立保健所から受託者に送付する。容器代、送料は受託者負担とする。なお、運搬回数は往復回数であり下記のとおりとする。

保健所名	運搬回数(回/年)
県央保健所	2
県南保健所	1
計	3

別紙5 測定項目、測定方法及び報告下限値(公共用水域)

① 生活環境項目および測定方法

項目	略号	測定方法	報告下限値
水素イオン濃度	pH	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	—
生物化学的酸素要求量	BOD	規格 K0102-1 18に定める方法	0.5 mg/L
化学的酸素要求量	COD	規格 K0102-1 17.2*1に定める方法(ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	0.5 mg/L
浮遊物質	SS	令和7年3月環境省告示第35号を最新の改定とする昭和46年12月環境庁告示第59号の付表(以下「付表」という。)8に掲げる方法	1 mg/L
溶存酸素量	DO	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	0.5 mg/L
大腸菌数	Coli-C	規格 K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。)	1 CFU/100mL
n-ヘキサン抽出物質	油分	規格 K0102-1 22.5に定める方法	0.5 mg/L
全窒素	T-N	湖沼:規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法 海域:規格 K0102-2 17.4 又は 17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法	0.05 mg/L
全燐	T-P	規格 K0102-2 18.4(18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法	0.003 mg/L
全亜鉛	Zn	規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5に定める方法	0.001 mg/L
ノニルフェノール	NP	付表9に掲げる方法	0.00006 mg/L
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	LAS	規格 K0102-4 6.2.5に定める方法	0.0006 mg/L

*1: 試薬:硝酸銀溶液に代え、規格K8965に規定する硫酸銀の粉末を加えること。なお、原則同一ロットで一連の測定をおこなうこと。

滴定:20mL シリンダー使用時に分解能が2 μ L、精度が \pm 0.15%等を有する電動ピュレットを使用すること。
水浴:水の蒸発を防ぐため水浴上部は三角フラスコが入るだけの穴をあけた覆いを付け、使わないものはふたをしておくなど対策をほどこすこと。または、水浴全体を覆うなど沸騰を保持する機能を有すること。なお、水の補給は、別に沸騰させた水を用いること。

②健康項目および測定方法

項 目	略 号	測 定 方 法	報 告 下 限 値
カドミウム	Cd	規格 K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法	0.0003 mg/L
全シアン	CN	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法 又は付表 1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法	0.1 mg/L
鉛	Pb	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法	0.001 mg/L
六価クロム	Cr(6)	規格 K0102-3 24.3 (24.3.3 及び 24.3.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	0.005 mg/L
砒素	As	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法	0.001 mg/L
総水銀	T-Hg	付表 2 に掲げる方法	0.0005 mg/L
アルキル水銀*2	R-Hg	付表 3 に掲げる方法	0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	PCB	付表 4 に掲げる方法	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	—	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 mg/L
四塩化炭素	—	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	—	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 mg/L

項 目	略 号	測 定 方 法	報 告 下 限 値
1,1-ジクロロエチレン	—	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.01 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	MC	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	—	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0006 mg/L
トリクロロエチレン	TCE	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/L
テトラクロロエチレン	PCE	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	—	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 mg/L
チウラム	—	付表 5 に掲げる方法	0.0006 mg/L
シマジン	—	付表 6 に掲げる方法の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	—	付表 6 に掲げる方法の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.002 mg/L
ベンゼン	Bz	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 mg/L
セレン	Se	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法	0.001 mg/L
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	NO ₃ -N NO ₂ -N	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法	0.04 mg/L

項 目	略 号	測 定 方 法	報 告 下 限 値
ふっ素	F	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法	0.08 mg/L
ほう素	B	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法	0.1 mg/L
1,4-ジオキサン	—	付表 7 に掲げる方法	0.005 mg/L

*2:アルキル水銀の分析は、総水銀の分析を行って検出された場合にのみ行う。

③特殊項目および測定方法

項 目	略 号	測 定 方 法	報 告 下 限 値
銅含有量	Cu	規格 K0102-3 11.3、11.4、11.5 又は 11.6 に定める方法	0.01 mg/L

④その他の項目および測定方法

項目	略号	測定方法	報告下限値
アンモニア性窒素	NH ₄ -N	規格 K0102-2 13.4 に定める方法	0.01 mg/L
硝酸性窒素	NO ₃ -N	規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法	0.02 mg/L
亜硝酸性窒素	NO ₂ -N	規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法	0.02 mg/L
磷酸態磷	PO ₄ -P	規格 K0102-2 18.2 に定める方法	0.003 mg/L
塩化物イオン	Cl ⁻	規格 K0102-2 の 6.2、6.3 又は 6.4 に定める方法	1.0 mg/L
クロロフィルα	Chl-α	海洋観測指針の蛍光光度法	0.5 μg/L
トリハロメタン生成能*3 クロホルム生成能 ブロモジクロメタン生成能 ジブロモクロメタン生成能 ブromoホルム生成能	—	上水試験法	0.0013 mg/L 0.0001 0.0001 0.001 0.0001
PFOS 及び PFOA	—	令和2年環水大水発第 2005281号・環水大土発第 2005282 号付表 I に掲げる方法	0.0003 μg/L
PFOS 及び PFOA (直鎖体)	—	令和2年環水大水発第 2005281号・環水大土発第 2005282 号付表 I に掲げる方法	0.0003 μg/L

*3:トリハロメタン生成能は、クロホルム、ブromoジクロメタン、ジブromoクロメタン、ブromoホルム生成能の総和である。

別紙6 測定項目、測定方法及び報告下限値(地下水)

健康項目および測定方法

項 目	略 号	測 定 方 法	報 告 下 限 値
クロロエチレン	—	令和7年3月環境省告示第41号を最新の改定とする平成9年3月環境庁告示第10号の付表に掲げる方法	0.0002 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	—	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.01 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	—	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.004 mg/L
トリクロロエチレン	TCE	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/L
テトラクロロエチレン	PCE	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.001 mg/L
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	NO ₃ -N NO ₂ -N	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法	0.04 mg/L
PFOS 及び PFOA	—	令和2年環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	0.0003 µg/L
PFOS 及び PFOA (直鎖体)	—	令和2年環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	0.0003 µg/L

水質異常値報告書

採水日	地点名等	地点番号	項目	測定値	基準値
記載例) R〇.〇.〇	〇〇海域 〇〇 (表層)	〇〇〇-〇	〇〇〇	〇〇 mg/L	〇〇 mg/L

水質異常値の判断は以下によるものとする。

- ・ 海域COD、河川BODについては、環境基準値を超える数値が検出された場合。
- ・ その他の生活環境項目については、環境基準値を超過し、かつ過去2カ年のデータで最も高い（または低い）数値を検出した場合。
- ・ 健康項目については、環境基準値を超過した場合。
- ・ 通年の異常値報告を追記していくこと。（必要に応じて行を追加すること）

海水浴場(開設前・開設中)水質調査結果

採水機関	市町名	海水浴場名	採水地点	試料番号	採水年月日	採水時刻	受付年月日	pH	COD	ふん便性大腸菌群数	備考
								-	(mg/L)	(個/100mL)	
県央保健所	川棚町	大崎	Point.1	No.1							
				No.2							
			Point.2	No.3							
				No.4							
	諫早市	結の浜マリンパーク	Point.1	No.1							
				No.2							
県南保健所	南島原市	前浜	Point.1	No.1							
				No.2							
			Point.2	No.3							
				No.4							
		白浜	Point.1	No.1							
				No.2							
			Point.2	No.3							
				No.4							
	県北保健所	平戸市	根獅子	Point.1	No.1						
					No.2						
				Point.2	No.3						
					No.4						
千里ヶ浜			Point.1	No.1							
				No.2							
			Point.2	No.3							
				No.4							
五島保健所	五島市	高浜	Point.1	No.1							
				No.2							
		香珠子	Point.1	No.1							
				No.2							
上五島保健所	新上五島町	蛤浜	Point.1	No.1							
				No.2							
吉岐保健所	吉岐市	筒城浜	Point.1	No.1							
				No.2							
			Point.2	No.3							
				No.4							
		大浜	Point.1	No.1							
				No.2							
		錦浜	Point.1	No.1							
				No.2							
		辰ノ島	Point.1	No.1							
				No.2							
対馬保健所	対馬市	美津島町	Point.1	No.1							
				No.2							

地下水測定結果

採水機関																	
市町村																	
地区名																	
メッシュ番号																	
測定地点数																	
測定月																	
測定回数(月/年)																	
測定検体数																	
測定項目	健康項目	カドミウム															
		全アン															
		鉛															
		六価クロム															
		砒素															
		総水銀															
		アルキル水銀															
		ジクロロメタン															
		四塩化炭素															
		1,2-ジクロロエタン															
		クロロエレン															
		1,1-ジクロロエレン															
		1,2-ジクロロエレン															
		1,1,1-トリクロロエタン															
		1,1,2-トリクロロエタン															
		トリクロロエレン															
		テトラクロロエレン															
		1,3-ジクロロプロペン															
		チウラム															
		シマジン															
		チオホルム															
		ベンゼン															
		セレン															
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素															
		ふっ素															
		ほう素															
1,4-ジシロ																	
その他の項目	PFOS及びPFOA																
	PFOS及びPFOA(直鎖体のみ)																
備考																	

※測定を行っていない項目については、「-」を記入すること。

目 次

- 1 誓 約 書 (様式第2号)
- 2 財務関係明細書
- 3 営業概要書
- 4 委 任 状

添付書類

- ア 法人にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- イ 個人にあつては、次の①、②及び③
- ① 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - ② 住所地の市町村長が発行する住民票
 - ③ 法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 印鑑届(様式第3号)
- カ 計量法第107条の規定に基づき長崎県知事が交付した省令第38条に定める事業区分のうち省令別表第4の6の項に定める水又は土壌中の物質の濃度に係る計量証明事業者としての登録証について、申請者により原本証明された写し

(様式第2号)

誓約書

令和8年度長崎県水質監視調査業務委託に係る競争入札に参加する資格を取得したうえは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

※ 3/2以降は「平田 研」とご記入ください

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾(※) 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

2 財務関係明細書

貸借対照表

令和 年 月 日現在 単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
有価証券		未払金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前払金		その他流動負債	
短期貸付金			
未収金		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固定資産			
有形固定資産		負債の部 合 計	
土地			
建物・構築物		資 本 の 部	
機械・運搬具		資本金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰余金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期末処分利益	
		(当期利益)	
繰延資産			
		資本の部 合 計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)

単位：千円

経常損益の部	
営業損益の部	
(ア) 売上高	
(イ) 売上原価	
(ウ) 売上総損益[(ア)-(イ)]	
(エ) 販売費及び一般管理費	
(オ) 営業利益[(ウ)-(エ)]	
営業外損益の部	
(カ) 営業外収益	
(キ) 営業外費用	
(ク) 経常利益[(オ)+((カ)-(キ))]	
特別損益の部	
(ケ) 特別利益	
(コ) 特別損失	
(サ) 税引前当期利益[(ク)+((ケ)-(コ))]	
(シ) 法人税住民税等	
(ス) 当期利益[(サ)-(シ)]	
(セ) 前期繰越利益等	
(ソ) 当期末処分利益[(ス)+(セ)]	

3 営業概要書

(1) 前2カ年の損益状況

(単位：千円)

	売上高(A)	売上総損益 (売上高－売上原価)	当期利益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直前 事業年度				
基準年度				

(注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。

2 基準年度欄は、基準年度の実績を記入すること。

(2) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位：千円)

自己資本額	区分	資本金	資本 準備金	利益 準備金	任意・別途 積立金	当期 未処分利益	計
	直前の事業年度						
	基準年度						

(3) 財務比率

純利益率	当期利益	千円	$\times 100 =$	%
	総売上高	千円		
固定長期 適合率	固定資産計	千円	$\times 100 =$	%
	固定負債計+自己資本計	千円		
流動比率	流動資産計	千円	$\times 100 =$	%
	流動負債計	千円		

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(6) 従業員数(常勤の役員を含む。代表は除く。)

従業員数		技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他職員 人	合計 人
	総従業員数				
支社等の従業員数	()	()	()	()	()

1)技術関係職員の職種別内訳

職種別	人 数		資格等の内容
	総 数	支 社 等	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	
		()	

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

2)総括責任者等の設置可能数

職 種	総括責任者(人)	副総括責任者(人)	技術責任者(人)

※該当する公示を参考に必要な項目のみ記載してください。

3) 上記 2)の詳細情報

(総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(副総括責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

(技術責任者)

氏 名	職 名	入札に付する業務に係る資格等※

※入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

4 委 任 状

商号又は
名 称

私は、 役 職 名

を代理人と定め下記権限を

氏 名

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 物品納入・代金請求・領収の件

委任期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第3号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

印 鑑 届

弊社(店)が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け
出ます。

※ 3/2以降は「平田 研」と
ご記入ください

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾(※) 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式第4号)

資格審査結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

長崎県知事 平田 研

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社の参加資格を
審査した結果、(下記のとおり資格がある、資格がない)ものと決定しました。

記

1 登録番号

2 登録年月日

3 登録品目(業種)

4 有効期間

(様式第5号)

登録番号				
------	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

※ 3/2以降は「平田 研」と
ご記入ください

長崎県知事 大石 賢吾(※) 様

所在地

TEL/FAX

商号又は名称

代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び変更年月日	変更前	変更後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

競争入札参加資格申請の手引

長崎県 県民生活環境部 地域環境課

1 申請書の提出

(1) 受付期間

申請の時期は、この入札に関する公示の日から令和8年3月5日（木）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までとします。

(2) 提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県県民生活環境部 地域環境課（環境監視班）
電話（代表）095-824-1111 内線：4760
（直通）095-895-2356 担当：野崎

(3) その他

- ・資格審査の結果は文書で通知します。
- ・資格の有効期間は資格を付与された日から令和9年3月31日までとします。

2 申請書を受付できない方

令和8年2月19日付け一般競争入札の参加者の資格等について（告示）の2の競争入札に参加することができない者に該当する者。

3 申請書添付書類

申請には「競争入札参加資格審査申請書」のほかに、次の書類が必要です。

区 分	添 付 書 類
①登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	申請人が法人の場合添付。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。 （写しも可。ただし、申請者により原本証明がなされたもの）
②身元（分）証明書	申請人が個人の場合添付。本籍地の市町村長発行のもの。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。（原本に限る）
③住民票	申請人が個人の場合添付。住所地の市町村長発行のもの。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。（原本に限る）
④成年後見登記制度 における登記事項証明書	・申請人が個人の場合添付。東京法務局が証明するもの。 ・最寄りの法務局から登記されていないことの証明申請書（登記事項がある場合は登記事項証明申請書）を求め、郵送等で証明申請を行う。登記されていないことの証明は「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明をとること。 ※申請日前3か月以内に発行されたもの。（原本に限る）

⑤納税証明書	①(都道府)県税に関し未納がないことを証する証明書 ・長崎県内に本社又は支店等があるものについては長崎県の県税事務所が発行したもの。 ・長崎県外に本社及び支店等があるものについては本社の所在地の県(都道府)税事務所が発行したもの。 ②消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 ※税務官署が発行したもの。(免税業者は除く) ※申請日前3か月以内に発行されたもの。(原本に限る)
⑥許認可等証明書	営業に関し許可、認可等を必要とする場合のみ。 ※申請者により原本証明された写しとする。
⑦計量証明事業者としての登録証の写し	計量法第107条の規定に基づき長崎県知事が交付した省令第38条に定める事業区分のうち省令別表第4の6の項に定める水又は土壤中の物質の濃度に係る計量証明事業者としての登録証の写し(申請者により原本証明がなされたもの)

4 申請書の記載方法

(1) 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

①登録番号は、資格審査を行った後、資格を付与する場合に決定するので、申請書には記入しないこと。

②支社(店)等に入札等の権限を委任する場合でも、本社名で申請すること。

1)「所在地」欄においての丁目、番号は「- (ハイフン)」により省略して記載してかまわないこと。

(例) 長崎市尾上町3-1

2)「商号又は名称」の欄で株式会社等法人の場合は次のように略号を用いてかまわないこと。

株式会社-(株) 有限会社-(有) 合名会社-(合) 合資会社-(資)

フリガナの欄はカタカナで記載し、(株)、(有)等のフリガナは記載しないこと。

(例)

カキョウ
(株)環境

3)「代表者職氏名」の欄は、氏名のフリガナはカタカナで記載すること。なお、代表者の役職についてはフリガナは記載しないこと。

(例)

カキョウ タロウ
代表取締役 環境 太郎

4)「電話番号」、「FAX番号」の欄は市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないこと。

(例)

095-895-2356

5)「支社」は、支社等に入札・契約等の権限を委任する場合に記入すること。

③「消費税及び地方消費税」の欄は消費税法に基づく区分で、申請時点で「課税、非課税のいずれか該当するもの(番号)」を○で囲むこと。

※『消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書』の添付の要否は、ここで判断するので、真実に相違ないよう十分留意すること。

(2) 誓約書(様式第2号)

本社の代表者及び入札等の権限を支社等に委任した場合は支社等の代表者もそれぞれ誓約書を

提出すること。

(3) 財務関係明細書

- ・金額は、すべて千円単位で記入すること。
- ・基準年度分を記入すること。
- ・決算書の貸借対照表、損益計算書から千円未満を切り捨てて記入すること。従って、合計欄が合わない場合もあることに留意すること。

(4) 営業概要書

「(1) 前2カ年の損益状況」

- ・基準年度及びその前年度分を記入すること。
- ・「(A)のうち長崎県庁への売上高」は、長崎県(本庁、地方機関、高校、警察等)への売上がある場合に記入すること。

「(2) 前2カ年の自己資本金の状況」

- ・基準年度及びその前年度の年度末現在の状況を記入すること。
- ・個人の場合「資本金」には元入金を記入すること。

「(4) 営業実績(販売)」

- ・基準年度の販売実績を記入すること。(合計は損益計算書の売上高と一致する。)
- ・「営業比率」は全体を100とし、各取扱品目が全体に占める割合を記入する。

「(5) 営業経歴」

「営業年数」及び「現組織へ変更後の営業年数」は月数計算で30日未満は切り捨てて記入すること。

「(6) 従業員数」

- ・「総従業員数」は代表者を除く常勤の総従業員数を記入すること。
※支社等に権限を委任する場合は「支社等の従業員数()」欄に総従業員数の内数で記入すること。
- ・なお、「総括責任者等の設置可能数」の欄には、本委託業務を実施すると仮定した場合に配置可能な人員を記載すること。
- ・また、(6)の3)の「入札に付する業務に係る資格等」の欄については、入札に付する業務を実施するにあたり必要と思われる資格等について記載すること。

(5) 委任状

- ・支社等に権限を委任する場合は、必ず記入すること。被委任者(受任者)は、支社(店)等の代表者を記入すること。
- ・委任期間は、資格を付与された日から令和9年3月31日までとすること。
ただし、代金請求・領収の件まで委任する場合は、令和9年5月31日までとすること。

(6) 印鑑届(様式第3号)

- ・入札、見積、契約、請求書等県と取引をする場合に使用する印(支社等に権限を委任する場合は支社長等の印)
- ・使用する印は実印、登記印である必要はない。

5 資格審査申請事項の変更

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 電話番号